

- 令和7年度 活動テーマ
LPガスの価値を高め、伝え、広めよう!
- 活動目標
1. 制度改正への真摯な取組の推進
 2. 避難所への GHP 等の設置推進
 3. LPガスのブランド力の向上
 4. 災害対策マニュアルの整備
 5. 支部活動の活性化の推進
 6. 協会運営の在り方の見直し

愛媛県 LPガス情報

発行所

愛媛県LPガス協会

〒790-0003 松山市三番町6丁目7-2
ラベルダムビル4階
TEL 089-947-4744
FAX 089-947-8499
メール info@ehime-lpg.or.jp

令和7年度第3回理事会

1. 日時
令和7年8月26日(火) 14:00~16:00
2. 場所
松山市男女共同参画推進センター
視聴覚室A・B
松山市三番町六丁目4番地20
3. 理事・監事の現在数及び出席理事・監事の氏名等
(1) 理事数 26名 出席理事 18名
(2) 監事数 2名 出席監事 1名
4. 開会挨拶
妹尾会長より開会挨拶
挨拶の中で、保安講習会での出席率低下等実施の状況報告、自主取組宣言についての協力要請があった。
5. 部会報告
資料に基づき部会長より報告があった。
6. 審議事項
議題1 経営計画における第三者機関の調査報告と今後の対応について
資料を基に事務局より、調査報告と指摘事項に対する協議を行う部会の割り振りと今後の取り組みについて説明を行なった。
内容は、各部会からの改善案を次回の理事会で審議するものである。
異議なく承認された。
- 議題2 諸規程の見直しについて
資料を基に事務局より説明を行なった。

- 内容は、災害対策積立金の使途および積立額に関する規程と支部の再編に関する規程の見直し案を次回の理事会で審議するものである。
異議なく承認された。
- 議題3 (一社)愛媛県LPガス協会長表彰候補について
支部等から推薦のあったLPガス協会長表彰候補に関する選考委員会での結果について事務局より説明を行なった。
被表彰者
優良販売事業者: (株)東燃
保安功労者: 高橋 雅頭 氏
(高橋石油ガス(株))
優良販売主任者: 北岡 宏樹 氏
(JA愛媛たいき)
異議なく承認された。
- 議題4 普及講習会並びに需要開発セミナーの実施について
資料を基に事務局より説明を行なった。
需要開発セミナーを1回、普及講習会を6回程度実施する。
各部会から提案があったテーマおよび講師を選定した。
異議なく承認された。
- 議題5 愛媛県で開催される国の事業への参加について
資料を基に事務局より説明を行なった。
来年愛媛県にて開催が予定されている「第76

- 回全国植樹祭」へ協会としての協賛は、1口(1万円)とするものである。
異議なく承認された。
7. 報告事項
(1) 自治体施設のGHP導入計画進捗状況について
各市町の現状確認の報告と対応が遅れている4支部(周桑・大洲・八幡浜・西予)に対して対応の早期実施を要請することとした。
- (2) 令和6年度愛媛県LPガス料金高騰緊急対策支援事業について
参加事業者数 283社
受領済額 817,705,000円(振込回数6回)
今後、協会事務費を清算したのち、事業終了となる。
- (3) 部会及び支部活動における事業計画の変更と手続きについて
協会運営の健全性を確保する目的から部会及び支部活動の実施・変更に関するスケジュールに一定の制約を設けることとした。
- (4) 今治市における山林火災に係る被害・対応について
全国LPガス協会からの見舞金100,000円の使途について報告した。
- 16:00 閉会した。

協会運営における経営改革について

【背景】

協会予算は2年連続でマイナス計画となっています。ここ数年の間、会員数が減少し、合わせて販売数量も大幅に減少しています。そして、講習のオンライン化による委託事業の縮小により協会の財政上の収入減少への対応も喫緊の課題となっており、協会としての将来的な事業の再構築を模索し、安定した財務状態で協会運営が継続できるよう検討しなければなりません。

8月26日開催の第3回理事会において、今後の対応について協議がこなわれました。

【今後の対応】

下記指摘事項に対して各支部・部会で協議のうえ改善案を取りまとめ、第4回理事会(12月2日)にて報告予定です。承認を得た改善策を基に、令和8年度予算を策定することになりました。
改善策の中間取りまとめが10月20日(月)と期日が設定されましたので、

各支部の支部会員ならびに各部会の委員におかれましては、協議にご協力いただきますようお願い申し上げます。

記

【指摘事項】

- ・管理費、事業費の見直しによるコスト適正化 (全支部・部会)
- ・オンライン会議の活用による旅費手当の削減 (全部会)
- ・必要資金水準の明確化 (総務部会)
- ・災害積立金の位置づけ、活用方法の検討 (総務部会)
- ・会費体系の見直し (総務部会)
- ・理事、監事体制の再構築による意思決定の効率化とコスト削減 (総務部会)
- ・講習会の有料化や開催方法の見直し (需要開発、保安、流通部会)
- ・広報活動の是非と広告宣伝費の補助金活用の検討 (青年部会)

令和7年度普及講習会開催のお知らせ

今年度も普及講習会を開催いたします。日程とテーマは下記の通りです。

日程: 11月12日(水)・13日(木)
11月18日(火)・19日(水)
11月26日(水)・27日(木)

時間帯については、午後(14時~16時)を予定しておりますが、会場の空き状況によって午前(10~12時)になる場合もあります。

会場については、来月の情報紙に、参加申込書を同封してお知らせいたします。

テーマ1: 「高効率給湯機の推進について」

講師: (一社)日本ガス石油機器工業会
内容: トランジション期間における高効率給湯機の推進について
住宅省エネ2025キャンペーンの活用について
エンドユーザー様や賃貸集合住宅オーナー様への活用事例他

テーマ2: 「リース制度の有効活用について」

講師: T&Dリース(株)
内容: 発電機・バルク貯槽・GHP 需要期対策のリース活用
消費機器 拡販のリース活用
各種補助金 申請事務代行を含めたリール活用

今年度のテーマについては、LPガスの価値を高め伝えて広めていくために、省エネ機器拡販に絞った内容にしました。

省エネ機器が実際に消費者の方が見て触る唯一のツールで、日常生活のなかで、LPガスの良さを感じてもらえる機会です。たくさんの方にご参加いただき、拡販の一助になれば幸いです。

今年度も、ガス検知器と一酸化炭素測定器の簡易診断を、実施いたします。

令和7年度需要開発セミナーのお知らせ

今年度も需要開発セミナーを開催いたします。日程とテーマは下記の通りです。

日 程：12月2日(火) 13：30～15：30（予定）

日 場：松山市コムス男女共同参画推進センター 大会議室

テーマ①：「カーボンオフセットについて」

講 師：アストモスエネルギー㈱

内 容：

昨年度は、「カーボンニュートラルへの取り組み」をテーマにいたしました、2050年C N社会の実現に向け、移行期間の対応として業界内では様々な取り組みがされております。今回は、一つの手法として、カーボンオフセットについて講習いただきます。

この取り組みは、対外的に公開され、企業価値やブランドイメージの向上にもつながって参ります。

テーマ②：「新しいクラウド型集中監視サービスの紹介」

講 師：パナソニック㈱

内 容：

初期投資不要で「所有」から「利用」への新たな形のクラウド型集中監視サービス

設置から保守までまるごとお任せ

災害対策を考慮したサービス内容のご説明（実例紹介）

導入事例と経営効果について（事例紹介）

についてお話しいただきます。

カーボンニュートラルへの取り組みの1つとして、集中監視システムの普及が挙げられており、昨年度講演いただいたBCP（事業継続）にも関連がある内容となっております。

会員の皆様には、繁忙期の年末でご多用の所、誠に恐縮ではございますが、たくさんの方にご参加を賜りたくお願い申し上げます。

青年部会火育活動 火育出張教室（新居浜市立大生院小学校）活動報告

令和7年度第1回目の火育教室が開催されました。

日 時 令和7年8月19日(火) 13：30～15：00

場 所 新居浜市立大生院小学校

対 象 高学年と低学年の児童 52名

参加スタッフ 青年部会+新居浜支部

始まりの挨拶 越智部会長より挨拶後、スタッフの紹介をおこなった。

プログラム①

火を取り扱うため、座学にて「火について」「火と人の歴史について」「LPガスについて」のお話を行った。

講師から児童に質問をした際は、積極的に挙手をしクイズに参加されていた。

プログラム②

「マッチ擦り体験」を行った。



活動場所を屋外に移し、着火方法や注意事項を説明後、児童達にマッチ擦りを体験してもらった。

マッチ擦りを経験した事がない児童が多く、慣れない手つきで教えてもらった通りにマッチを擦り全員が着火に成功した。

プログラム③

かまどで米炊き体験をおこなった。

児童達のおかからマッチを擦って着火する係、火吹き竹で空気を送る係を決めて、説明をしながら



令和7年度愛媛県緊急連絡訓練について

今年度の標記訓練について、日程が決まりましたのでご連絡いたします。

日 程

令和7年12月17日(水) 午前11時～午後1時30分

内 容

①午前11時00分、愛媛県内全域において震度6弱以上の強い地震が発生したと想定。

②「ジェイクラウトえひめ（県民総ぐるみ地震防災訓練）」へ参加し、安全確保行動を約1分間実施。

③その後、揺れ、液状化、土砂災害、津波、火災などによる被害を想定した上で、各会員は販売所内の被害状況等を第1報とし、各支部の緊急連絡網に従って所属支部の支部長に、FAXにて速やかに報告（愛媛県LPガス協会災害対策マニュアルのLPガス被災状況報告書【様式13】を用いる）

④支部長は、支部管内の被害状況等をとりまとめ、FAXにて協会本部へ報告（愛媛県LPガス協会災害対策マニュアルのLPガス被災状況報告書（支部用）【様式14】を用いる）

⑤協会本部は県下の状況をとりまとめたと、愛媛県消防防災安全課に被害状況を報告するとともに、各支部長にもFAXで連絡。

⑥支部長は連絡票を受信後速やかに受信確認をFAX又は電話にて協会本部へ連絡。

⑦全支部からの受信確認連絡を以て訓練終了。

繁忙期の年末時期でご多用のところ恐れ入りますが、訓練に積極的なご参加をお願いいたします。【様式13】が見当たらない場合は、協会ホームページに掲載しておりますので、ダウンロードしてご利用ください。

2025年度LPガス消費者保安月間について

経済産業省は、LPガス消費者の安全の一層の確保及び重大事故を撲滅する観点から、令和3年4月にLPガスの安全に向けた取組について定めた「液化石油ガス安全高度化計画2030」を策定し、公表した。本計画は、2030年の死亡事故ゼロに向けた、国、都道府県、第三者機関、LPガス事業者、消費者及び関係事業者等が各々の果たすべき役割を着実に実行するとともに、環境変化を踏まえて迅速に対応することで、各々が共同して安全・安心な社会を実現することを理念目標としている。

近年の事故発生状況を鑑みつつ、安心・安心な社会を実現するため、LPガスの需要が増加し始める10月を「LPガス消費者保安月間」とし、経済産業省、各産業保安監督部等、各都道府県、高圧ガス保安協会及びLPガス関係団体が一体となって、LPガス販売事業者等に対する更なる注意喚起及び消費者等を対象にした各種の保安啓発活動等を集中的かつ重点的に実施する。

- 実施時期
令和7年10月1日から令和7年10月31日まで
- 重点実施事項
 - 業務用消費者に対して、CO中毒事故防止、燃焼器具の適切な使用方法及び業務用換気警報器・CO警報器の設置促進に重点を置いた周知の徹底を図る。
 - 業務用厨房等において、業務用調理機器を使用する際の機器のメンテナンス不良や換気不足によるCO中毒事故が発生していることから、業務用調理機器の定期的な掃除、メンテナンスや十分な換気的重要性を周知する。さらに業務用施設等の使用者、所有者に対してCO警報器及び業務用換気警報器の設置を促進する。
 - 一般消費者に対して、LPガス販売事業者等が行っている保安業務の内容及び消費機器の維持管理方法、CO中毒事故防止対策、ガスが漏えいした場合の適切な処理方法を周知する。
 - 一般消費者に対して、LPガス販売事業者等起因する事故の防止対策では、供給管・配管の事故防止対策として他工事業者による埋設管破損を防止するため、LPガス販売事業者は、ガス供給設備周辺で他工事の計画がある場合は、確実にLPガス販売業者に知らせるよう一般消費者に対して周知することともに、原則として工事の際に立ち会うこと。特に上下水道等の敷地内工事に係る配管等破損事故を防ぐため、一般消費者のみならず、上下水道等の工事関係者に対し積極的に周知を行う。
 - 高齢者及び一人暮らしの消費者に対して、LPガス設備を安全に使用するための保安啓発を行う。
 - 災害発生時における保安確保のための具体的な取組について、令和5年3月に「LPガス災害対策マニュアル」を改訂しており、災害発生時においては同マニュアルに基づいた取組を着実に実施する。

高圧ガス容器移動の注意事項について

「危険物運搬車両の取り締まり期間」が近づいてきました。昨年度は、9月下旬～2月下旬の期間で実施されております。

今年度の保安講習会で行政より、近年の違反は、容器をバラ積みで運送する車両に集中しているとの指摘をいただいておりますので、重大事故を防止するため、該当事業者において、法令を再確認し、技術基準の順守をお願いいたします。

会員の皆様におかれましては、繁忙期を迎える前に車両を点検・確認いただきますようお願い申し上げます。高圧ガススリッカー・イエローカード・防災工具は協会で注文を受付しておりますので必要な場合はご連絡ください。

令和6

- ・転落転倒
固定不備
- ・イエローカード
- ・消火器、

1 配送車両の点検項目

出発前点検、業務主任者による「1月に1回以上点検し、常に正常な状態を維持」することが重要です。

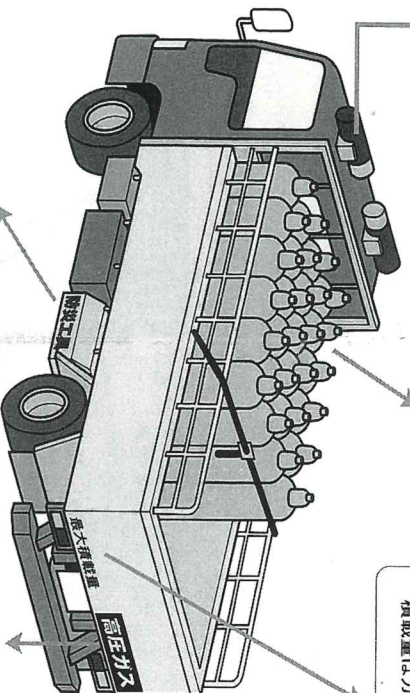
消火設備

※容器の内容積が25L以下のみで合計50L以下の積載の場合は法的に不要であるが、自主保安として持つことが望ましい。

移動するガス量による区分	消火器の能力	備付け個数
1000kgを超える場合	B-10以上	2個以上
150kgを超え1000kg以下の場合	B-10以上	1個以上
150kg以下の場合	B-3以上	1個以上

プロテクター又はキャッツプ
プロテクターのない容器には
キャッツプを施すこと。

最大積載量
車両の最大積載量を厳守すること。
積載量はガス重量+容器重量となる。



防災資機材等

- ・赤旗
- ・赤色合図灯又は懐中電灯
- ・メガホン
- ・ロープ（長さ15m以上のもので2本以上）
- ・漏えい検知液
- ・車輪止め（2個以上）
- ・容器バルブ開閉用ハンドル（開閉用ハンドルが装着されている容器のみを運搬する場合は不要）
- ・容器バルブクランプスバナ又はモンキー・スバナ
- ・革手袋

※容器の内容積が25L以下のみで合計50L以下の積載の場合は法的に不要であるが、自主保安として持つことが望ましい。

警戒標識

- ・車両の前方及び後方から見やすい位置に。
 - ・横寸法は車両の30%以上、縦寸法は横寸法の20%以上（又は面積600cm²以上の正方形）。
 - ・黒地に黄色（蛍光）文字で「高圧ガス」と明記する。
- ※容器の内容積が25L以下のみで合計50L以下の積載の場合は法的に不要であるが、自主保安として持つことが望ましい。

- ・立積み又は斜め積みとし、10kg入り以下のものを除き1段積み、ただし、斜め積みの場合には安全弁の放出口を上に向け、荷台との角度を20度以上に保持する措置を講ずること。
- ・荷くずれ、転落、転倒、車両の追突による損傷防止のため、下表の基準に合致すること。

運転者携帯のイエローカード

品名	該当法規対応・危険有害性
液化石油ガス	毒物及び劇物取締法 高圧ガス保安法
危険性	性質 (法別表) 品名 (法別表) 毒物 (法別表) 劇物 (法別表) 一般ガス (法別表) 液化石油ガス
特性	危険性 (法別表) 毒性 (法別表) 燃焼性 (法別表) 腐食性 (法別表) 刺激性 (法別表) 窒息性 (法別表) その他 (法別表)

【事故発生時の応急措置】

- ① 車を安全な場所に移動する。（人や人を避け、できる限り交通の障害にならなように移動し、エンジン停止し、車止めをする。）
- ② ガス漏れが発生したら、事故の発生を大声で助け、消防署及び警察署に連絡し、人々を風上へ避難させる。

緊急通報

119（消防署） 110（警察署）

1. いっ
2. とこ
3. 〇〇市〇〇地区（市、県、市）道〇〇号〇〇付近で
4. 〇〇市〇〇地区（市、県、市）道〇〇号〇〇付近で
5. 〇〇市〇〇地区（市、県、市）道〇〇号〇〇付近で
6. 私の名称は

取り扱い上の注意

1. LPガス容器の取り扱い及び移動中の基本的な注意事項
- ① 水気（水）に近づけないでください。
- ② 車の中など40℃以上になる場所には放置しないでください。
- ③ 容器は、必ずバルブを上にして立てて置き、転倒・転落しないようにしてください。
- ④ 容器やバルブに衝撃を与えたり、粗悪な取り扱いをしないでください。
- ⑤ 車の振動でバルブが緩むことがあるので、時々点検して漏れがあるときは直してください。
- ⑥ LPガス容器は、本来の目的以外に使用しないでください。
2. ガス漏れがあった場合の措置
- ① 容器バルブから漏れたときはバルブを強く締めてください。
- ② 風通しの良い屋外に移し、絶対に火気を使用しないでください。
- ③ LPガス販売店、保安機関、または消防署などに連絡し、その指示に従ってください。
3. 応急措置
- ① LPガスを吸入した場合は、新鮮な空気のある場所に移動し、人工呼吸の手を助けてください。

2-1 走行

- ① 運行は細心の注意を払って
- ② 全運転を心掛け、粗暴
- ③ 容器の荷くずれ、転
- ④ 50kg容器を満載して
- ⑤ が上がるので、急カー
- ⑥ 走行する時は横転しな
- ⑦ 凸凹の多い道路を避
- ⑧ い道路を走行する時は
- ⑨ 状況を調べ異常の無い
- ⑩ 凸凹の多い道路を走
- ⑪ て、積荷の状況、容器
- ⑫ 漏えい等のないことを
- ⑬ 夏場などは容器の温
- ⑭ 掛けをするなど容器の

2-2 駐車

- ① 車両の故障などで駐
- ② 器、赤旗などを掲げて
- ③ ける。
- ④ 食事などで駐車する
- ⑤ 少ない場所で、火気や
- ⑥ 選ぶ。
- ⑦ 荷下ろし中は作業場

3 非常

LPガスに限らず可燃
に運転者が心を得るべきこと
出を止めるか、またはこ
を最小限に食い止めよう
いて、引火の原因となる
ことです。

さらに、速やかに消防
議会などの応援を求める

3-1 ガス漏れ

- ① ガス漏れ箇所を速や
- ② 工作用具、漏えい
- ③ 用し、ガス漏れを防止
- ④ 充てん容器が転倒し
- ⑤ 立させ、ガス状のLP
- ⑥ 場合は、金属の衝撃に
- ⑦ ように注意する。
- ⑧ 作業時は必ず革手袋
- ⑨ ガス漏れを安全に阻
- ⑩ 容器を車両に積載して、
- ⑪ 風通しの良い、安全な
- ⑫ の場合、自動車の排気
- ⑬ していないことを確認
- ⑭ する。

3-2 ガス漏れ

- ① 速やかに当該容器を

【ご案内】高圧ガス保安活動促進週間の実施について

今年度も標記促進週間が実施されますので、詳細について掲載いたします。ご確認ください。そして、期間中は活動推進ならびに同封ポスターの掲示にご協力をお願いいたします。

【期間】

2025年10月23日(水)～29日(火)

【目標】

事故の発生状況は依然として高止まりの状況が続いております。従って高圧ガスに係る保安の確保については、引き続き最大限の努力が必要であり、次の事項を重点目標として、高圧ガス保安活動促進週間を実施し、高圧ガスに係る保安の確保に万全を期すものとする。

(1) 高圧ガス保安法関係

- ①運転・操作上(ソフト)の要因による人的被害が多いことにも留意した各事業所における自主保安意識の高揚並びに保安対策に係る教育・訓練の徹底及び見直しによる保安力の向上
- ②各事業所において、IoT・ビッグデータ等を活用するとともに、その効果を適切に検討し、改善の取組を行う。
- ③非定常運転又は作業におけるリスクマネジメント、リスクアセスメントの意義と重要性の理解及び普及の促進
- ④事業所における地震・津波等による大規模災害に対する防災意識の高揚及び防災対策の推進

- ⑤高圧ガス製造事業所等における設備の管理方法の見直し及び漏えい等の未然防止
- ⑥高圧ガス利用者(特に、溶接・溶断を行う者並びにコールドエバポレータ及び空調設備等の利用者)における保安意識の向上
- ⑦タンクローリ、バラ積みトラックにおける高圧ガス移動時の保安対策の推進
- ⑧残カス容器のくず化に係る取扱いの周知の徹底

- ⑨高圧ガス販売先における充てん容器等の盗難防止対策の徹底
- (2) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係
- ①業務用消費者に対して、CO中毒事故防止、燃焼器具の適切な使用方法及び業務用換気警報器・CO警報器の設置促進に重点を置いた周知の徹底
- ②一般消費者等に対して、LPガス販売事業者等が行っている保安業務の内容及び消費機器の維持管理方法、CO中毒事故防止対策、ガスが漏えいした場合の適切な対処方法の周知
- ③高齢者及び一人暮らしの消費者に対してLPガス設備を安全に使用するための保安啓発

【実施事項】
目標に沿って、高圧ガス保安活動促進週間の期間中に以下の事項を中心に実施する。

(1) 高圧ガス保安法関係

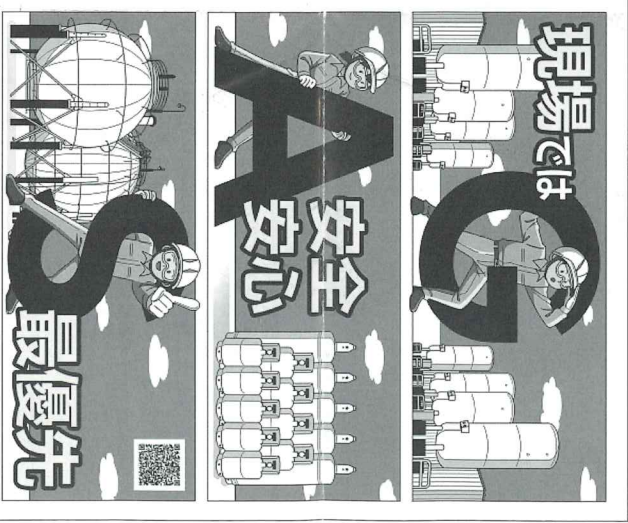
- ①各事業所において、危害予防規程や作業手順等関連規定の再確認を行い、高圧ガス保安活動促進週間のポスター掲示、電子機器の活用その他広報媒体等により、全ての従業員に対し、教育・訓練の重要性を周知するなど自主保安意識の高揚を図るとともに、設備の点検・訓練を徹底して行い、保安力の向上に努める。
- ②経済産業省は、非定常時を含むリスクアセスメントの理解と実施を促進し、事業者は製造工程、設備、運転等における保安に影響を与える危険源の特定に係る手順を確立、維持することに努める。
- ③各都道府県は、関係団体と連携し、高圧ガス製造事業所及び容器検査所における設備管理方法の見直し、ヒューマンエラーを原因とする事故の防止に向けた従業員教育の徹底・見直し、大規模事業所であるコンビナート等における漏えい等の未然防止に向けた取組の推進並びに冷凍事業所、コールドエバポレータ及び溶接・溶断作業における保安管理の徹底を図る。

- ④各地域防災協議会及び関係団体等は、高圧ガスの利用又は廃棄に係る保安の確保及び保安意識の向上のため、各都道府県及び各産業保安監督部と連携し防災訓練・保安講習会等を開催するとともに、特に溶接・溶断、コールドエバポレータ、空調設備等に係る事故事例等を周知し、災害の再発防止を促す。
- ⑤各地域防災協議会は、高圧ガスの移動に係る保安確保のため、各都道府県、各産業、各産業保安監督部及び関係団体等と連携し、容器転倒を防止するための措置、タンクローリの出発前点検及び液化ガス漏えい時の凍傷等の二次災害を防止するために必要な備品の携行等を徹底する観点から高圧ガス移動保安講習会等を開催する。
- ⑥各都道府県は、産業廃棄物処理業者及び廃品回収業者に対し、高圧ガス容器の危険性及び適正な取扱いについて周知し、その徹底を図るとともに、関係団体に対し、放置された高圧ガス容器の回収を徹底させる。
- ⑦各都道府県は、高圧ガス販売事業者及び液化石油ガス販売事業者に対し、盗難防止のため容器の管理強化を販売先に周知するよう指導を行う。

- ⑧経済産業省及び各都道府県は、各地域防災協議会、各関係団体等の催す行事、講習会等を積極的に支援する。
- (2) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係
- ①経済産業省、各都道府県及び関係団体等は、一般消費者等に対する保安啓発に関するポスターの配布・掲示、ラジオ広告を始めとする各種広報媒体を通じた保安啓発活動を実施する。
- ②経済産業省、各都道府県及び関係団体等は、一般消費者及び業務用厨房等の使用者やオーナーに対し、燃焼器具の適切な使用方法やガス漏えい時の対処方法、一酸化炭素の発生原因、業務用換気警報器を設置する意義等を紹介したリーフレット等の配布等による広報、啓発活動等を実施する。
- ③経済産業省及び各都道府県は、各地域防災協議会、各関係団体等の催す行事、講習会等を積極的に支援する。

ポスター販売サイト
https://www.weborder.khk.or.jp/product/security/list?category_id=28

ポスター案内ページ
https://www.khk.or.jp/public_information/public_introduction/catchphrase.html



2025年10月23日(水)～29日(火)
高圧ガス保安活動促進週間
経済産業省 / 各都道府県 / 特別民間法人高圧ガス保安協会

令和7年度愛媛県LPガス料金高騰緊急対策支援事業について

会員の皆様におかれましては、上記支援事業にご協力をいただき誠にありがとうございます。

9月のLPガス料金の値引き件数と金額が確定しましたら、「補助金交付申請書兼請求書」を各受付期間内に提出をお願いいたします。

受付期間 令和7年9月1日(月)～10月31日(金)

提出方法

郵送 電子メールへの送付

※郵送の場合は、各機関末日の消印有効です。投函又は持参が間に合わない場合には、期限までにメール添付等にて送信いただき、後日、速やかに提出をお願いいたします。

※申請書は、「営業所・事業所単位ではなく事業者」として提出してください。

詳細は手引き書をご確認ください。

四国ガス㈱との転換情報

項目		LPガスから 四国ガスへ転換	四国ガスから LPガスへ転換	差 引	き	転換された累計
地区				四国ガスへ転換		
今	治	2	1		1	4,704
松	山	6	12		▲6	12,339
宇	和 島	0	0		0	3,142
計		8	13		▲5	20,185